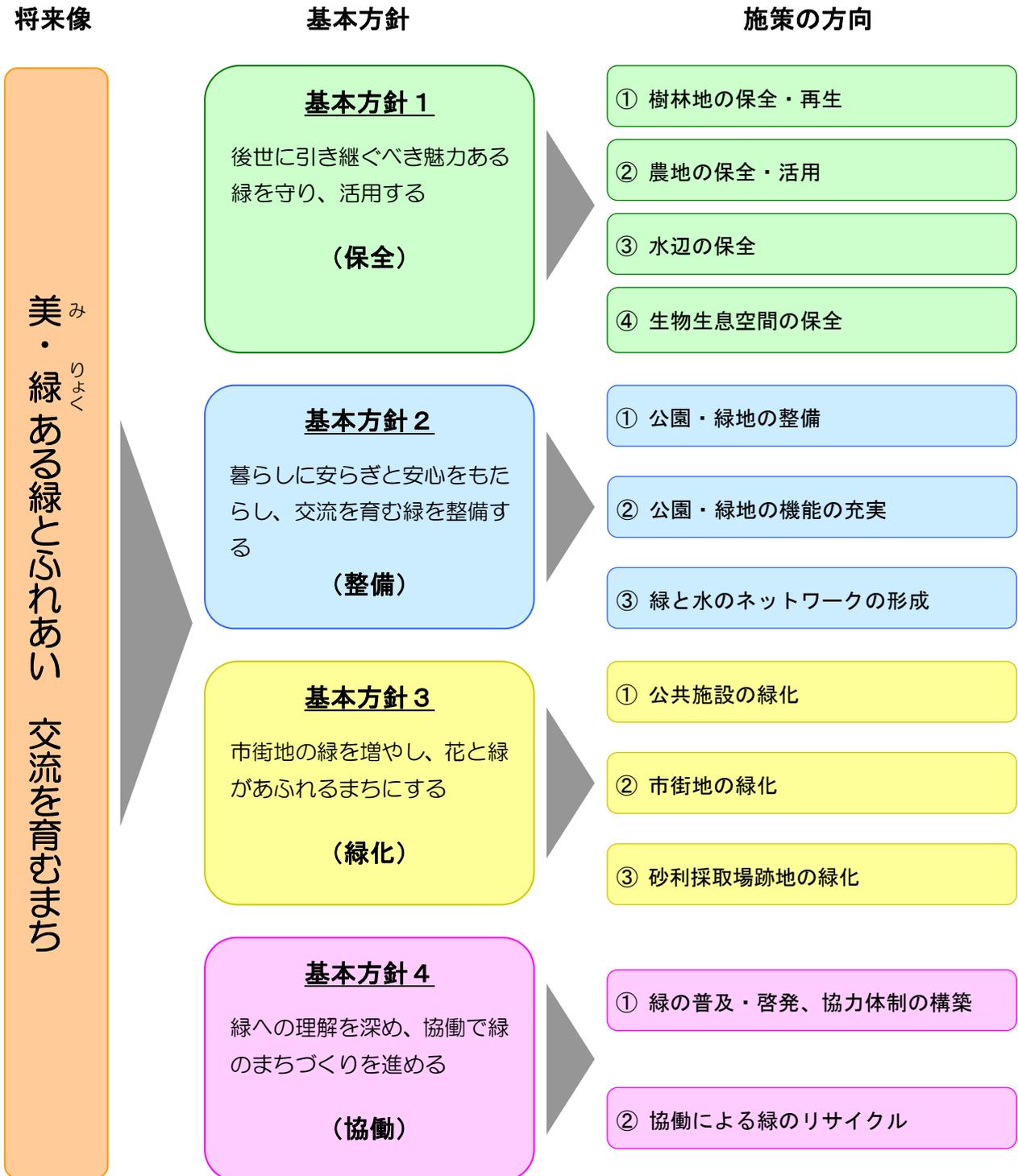


第4章 実現のための施策の方針

1. 施策の体系
2. 計画推進のための施策の方針

1. 施策の体系

本計画の将来像の実現に向けて、緑の配置計画を踏まえ、緑地の保全及び緑化推進のための施策を4つの基本方針ごとに示します。なお、計画の実現にあたっては、「第五次中井町総合計画」や「中井町都市マスタープラン」などの上位計画と整合を図り、関連計画と連携しながら施策を実施していきます。



2. 計画推進のための施策の方針

(1) 緑の保全に向けた施策

樹林地や農地、水辺などの緑を保全・活用するための施策です。緑は、地表付近の気象の調節や生物の生息空間、地下水のかん養など様々な機能を有していることから、緑の骨格をなす重要な樹林地などを、法規制の適用や適切な維持管理などにより保全します。また、里山や農地などを自然とふれあえる「交流」の場として活用します。

① 樹林地の保全・再生

施 策	取り組み内容
緑の骨格をなす重要な樹林地の保全	○ 本町の緑の骨格をなす重要な樹林地は、将来にわたり緑地として保全を図るため、法規制などの適用を検討します。
自然災害の防止に向けた樹林地の保全	○ 急傾斜地など、災害の発生が懸念される斜面地は、斜面の保全と安全性の確保を目的に、法規制の適用を検討するとともに、周辺部の緑の保全に努めます。
里地里山の保全と再生	○ 集落に接する里山は、周辺の農地や河川とともに、本町の魅力である里地里山景観を形成していますが、手入れの行き届いていない樹林地が増えていることから、保全に向けたモデル地区を設定し、町民の参加を図りつつ、保全と再生に向けた取り組みを進めます。 ○ 里地里山は、地域の豊かな自然を身近に感じることのできる空間であることから、地域の資源として活用します。 関連事業：ふれあいと交流の里づくり事業 竹林再生事業 里山保全事業モデル地区設定事業
地下水をかん養する樹林地の保全	○ 町民の飲料水となる地下水を保全するため、地下水をかん養する樹林地を整備・保全します。 関連事業：水源の森林づくり事業
地域の歴史的な景観を象徴する緑の保全	○ 社寺林は、地域の歴史的な景観を象徴する緑であることから、適切な維持管理による保全を促進します。

② 農地の保全・活用

施 策	取り組み内容
農地の保全・活用	<p>○ 農地は、農産物の生産地としてだけでなく、多面的な機能を有する貴重な緑であることから、関係機関と連携を図りつつ、保全・活用に努めます。</p> <p>○ 町民や町外の人々の農業に対する理解を深めるため、農業イベントや農業体験などを通じて、地域農家との交流に取り組みます。</p> <p style="text-align: center;">関連事業：ふれあい農園整備事業 ふれあいと交流の里づくり事業</p>



◆ ふれあい農園 ◆

③ 水辺の保全

施 策	取り組み内容
水辺の保全	<p>○ 震生湖周辺や巖島湿生公園などは、地域に潤いをもたらす水辺空間を形成していることから、周辺の自然環境とともに一体的な保全に努めます。</p>

④ 生物生息空間の保全

施 策	取り組み内容
生物生息空間の保全	<p>○ 緑は、多様な生物が生息する空間であることから、生物多様性調査を実施することで町内の生態系の現状を把握し、生物生息空間の保全に取り組みます。</p>

(2) 緑地の整備に向けた施策

公園・緑地の整備と機能の充実に向けた施策です。公園・緑地は、暮らしに安らぎと安心をもたらすだけでなく、「交流」の場として、震生湖周辺など恵まれた自然環境を活かした公園や身近な公園の整備及び機能の充実、これらをネットワークする散策路などの整備に努めます。

① 公園・緑地の整備

施策	取り組み内容
身近な公園の整備	○ 市街地などにおける身近な公園は、徒歩圏を考慮した整備に努めます。
地域の特色を活かした公園・緑地の整備	○ 巖島湿生公園や五所八幡宮周辺、震生湖周辺は、地域が育んできた歴史や自然を活かし、個性ある公園・緑地として整備・保全に努めます。
市街地整備に伴う公園・緑地の整備	○ 市街地の開発に際しては、質の高い市街地環境の創出を目指し、新たな公園・緑地の整備に努めます。



◆ 震生湖 ◆

② 公園・緑地の機能の充実

施 策	取り組み内容
計画的な機能の更新・充実	○ 公園は、計画的な施設機能の更新・充実により、誰もが安全・安心に利用できる公園となるように努めます。
防災機能の充実	○ 中井中央公園（都市公園）は、広域避難場所として、防災機能の充実に努めます。 ○ その他の公園についても、一時的な避難場所として、防災機能の充実に努めます。

③ 緑と水のネットワークの形成

施 策	取り組み内容
散策路の充実	○ 町の豊かな自然や地域資源を巡る散策路は、利便性の向上と利用の促進に向けて、歴史と文化の散策コースや健康づくりコース、ハイキングコースの充実に努めます。
道路の緑化	○ 街路などの道路整備にあわせた街路樹の植栽や既存街路樹の適切な管理により、緑豊かな道路空間の維持・創出に努めます。
河川の親水化	○ 中村川、藤沢川及び葛川は、生態系に配慮しつつ河川敷の緑化、河川沿いの緑道整備を進めることにより、水辺と親しむことのできる空間づくりを進めます。



◆ 街路樹が植栽された道路 ◆

(3) 緑化に向けた施策

花と緑があふれる美しいまちの実現に向けた緑化の施策です。多くの人々が利用する公共施設などの緑化や、まちかどの緑化、住宅地や工業地における生垣化や敷地内の緑化などにより、市街地の緑を増やすとともに、適切に維持管理します。

① 公共施設の緑化

施策	取り組み内容
公共施設の緑化	○ 町役場など多くの人々が利用する公共施設は、緑豊かなまちづくりの拠点として、花木などの緑化と維持管理に努めます。

② 市街地の緑化

施策	取り組み内容
開発に伴う緑の確保	○ 開発指導要綱に基づく緑化を図るとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した緑の確保に努めます。
市街地の緑化	○ 住宅地や工業地における生垣化や敷地内緑化の促進など、市街地における緑化の促進を図るため、地区計画などの制度の活用を検討します。
まちかどの緑化	○ 緑豊かなまちづくりに向けて、花を増やす「花いっぱい運動」を継続します。 ○ 道路用地などの空き地を活用したまちかどの緑化を町民と行政が協働で進めていくため、自治会などが里親となって緑地の維持管理を行うアドプト制度の導入など、その仕組みづくりを進めます。

③ 砂利採取場跡地の緑化

施策	取り組み内容
砂利採取場跡地の緑の回復	○ 砂利採取場は、跡地利用に関する検討を通じ、緑の回復を図ります。

(4) 協働による緑のまちづくりに向けた施策

町民や事業者と行政が協働し、緑のまちづくりを進めるための施策です。協働による緑のまちづくりに向けて、地域の自然や緑に関わるイベントなどの情報発信や町内の豊かな自然を活かした環境教育などの普及・啓発活動により町民の協力体制を構築します。

① 緑の普及・啓発、協力体制の構築

施策	取り組み内容
環境教育の推進	○ 町内の豊かな自然を活かした自然学習、自然とのふれあい事業の推進により、町民の自然環境に対する理解を高めるとともに、緑のまちづくりを担う人材を育成します。
緑に関する情報発信	○ 緑のまちづくりへの町民参加や意識啓発、町外の人々との交流の活発化を目的に、地域の自然や緑に関わるイベントなどの情報を、広報やホームページなどを活用し発信していきます。
協働による緑のまちづくり	○ 本町では、緑の保全や緑化活動など、各種ボランティア団体と連携した活動が行われています。“美・緑ある緑とふれあい 交流を育むまち”の実現に向けて、引き続き、各種ボランティア団体や町民、事業者と協力し、協働による緑のまちづくりに取り組みます。



◆ 道路の美化活動 ◆

② 協働による緑のリサイクル

施策	取り組み内容
剪定枝のチップ化	○ 家庭や公共施設などから発生する剪定枝は、町民や事業者と行政が協力し、チップ化による緑のリサイクルを進めます。